

平成20年度 第1回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成20年(2008年)7月18日(金) 13:30~15:55

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111号会議室

3 内 容 ○ 委員長選出

○ 議事

(1) 長野県環境影響評価条例等について

(2) 一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の環境影響評価準備書について

(3) その他

4 出席委員(五十音順)

阿 部 學
梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
中 村 寛 志
野 見 山 哲 生

5 欠席委員(五十音順)

片 谷 教 孝
富 樫 均
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

平成20年11月4日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

____ 亀 山 章 _____ 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 畔上）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

議長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます長野県環境部自然保護課の畔上剛と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成 20 年度第 1 回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

2 あいさつ

○事務局（自然保護課 畔上）

はじめに、長野県環境部自然保護課長の塩入茂からごあいさつ申し上げます。

○塩入自然保護課長

長野県環境部自然保護課長の塩入茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちましてひと言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、長野県環境影響評価技術委員会にお越しいただきまして大変ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から本県の環境の保全に多大な御理解と御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この技術委員会は、環境影響評価条例に基づき設置されるもので、知事が環境影響評価方法書又は準備書について、事業者に対し環境保全の見地からの意見を述べる際に、技術委員会の意見を聴くこととなっております。

このたび、一般国道 474 号三遠南信自動車道青崩峠道路に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧が終了し、住民等の意見書及び当該意見に対する事業者見解が提出されたところでございます。これを受けまして、今後、知事意見を述べることとなりますので、技術委員会の開催をお願いしたところでございます。

本技術委員会には本日御出席いただきました皆様をはじめとする 14 名の方々に、昨年 12 月 1 日から 2 年間に任期として、委員をお願いしているところでございます。

本日は委嘱後初めての技術委員会となりますので、まず委員長を選出をお願いし、次に、新たに御就任いただいた委員さんもうらっしゃいますので、長野県環境影響評価条例や規則等につきまして若干の御説明をさせていただきます。

その後、青崩峠道路の環境影響評価準備書について御審議をいただく予定となっております。

技術委員会の皆様におかれましては、専門的な見地から御審議をいただき、本県の環境保全のため、忌憚のない御意見・御指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが開会に当たりますとあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（自然保護課 畔上）

それでは、長野県環境影響評価技術委員会の委員の方々を御紹介させていただきます。

まずこちら、NPO 法人ラプタージャパン理事長の阿部學委員でございます。

信州大学工学部准教授の梅崎健夫委員です。

長野県環境保全研究所自然環境部長の大塚孝一委員です。

長野県環境保全研究所主任研究員の小澤秀明委員です。

東京農工大学農学部教授の亀山章委員です。

長野県環境保全研究所主任研究員の陸斉委員です。

信州大学理学部教授の佐藤利幸委員です。

工学院大学工学部教授の塩田正純委員です。

信州大学理学部教授の鈴木啓助委員です。

信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター教授の中村寛志委員です。

信州大学医学部教授の野見山哲生委員です。

なお、本日は桜美林大学リベラルアーツ学群教授の片谷教孝委員、長野県環境保全研究所主任研究員の富樫均委員、信州大学山岳科学総合研究所教授の花里孝幸委員が、都合により御欠席という御報告をいただいております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず、はじめに、この会議が技術委員会の委員 14 名に対しまして、現在 11 名の委員に出席をいただいております。過半数の委員の御出席がありますので、条例第 37 条第 2 項の規定により成立していることを御報告申し上げます。

それから、この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。したがって、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

3 委員長選出

○事務局（自然保護課 畔上）

それでは、まず委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長の選出につきましては、条例第 36 条第 1 項の規定により委員の互選によることとなっておりますが、いかがお取りはかりいたしましょうか。

はい、塩田委員をお願いいたします。

○塩田委員

塩田と申します。大変僭越ですが、大変お忙しいと思いますが、亀山委員に是非お願いしたいと思います。亀山委員は環境影響評価制度についてよくご存じでありますし、また継続案件もありますので、是非、よろしく引き続きお願いできればと思っております。皆さんいかがでしょうか。

○事務局（自然保護課 畔上）

ただいま、塩田委員から亀山委員を委員長にとの御推薦がございました。

他にございますでしょうか。

ございませんようでしたら、亀山委員に委員長をお願いすることよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○事務局（自然保護課 畔上）

ありがとうございます。それでは、亀山委員に委員長をお願いしたいと思います。亀山委員、委員長席へお願いいたします。

それでは、亀山委員長からごあいさつをお願いいたします。

○亀山委員長

亀山でございます。前期に引き続きまして委員長ということで選出されましたが、この環境影響評価制度は特に長野県は環境を非常に大事にする県でございますし、一昨年でしたかその前でしたか、県が今度観光部という部を、一昨年くらいでしたかね、設けまして、今までも観光に力を入れておったわけでございますが、なお一層力を入れたいということで、これまあ県内県外に対して長野県は非常に環境を大事にしているということをアピールしていることでもあろうかというふうに思っております。この制度は県の環境保全にとって非常に重要な制度であると認識しておりますし、また個別案件に関しまして、皆さんの持つておられる科学的あるいは技術的な見地から様々な御意見をいただくことがこの制度の根幹として非常に重要だと考えております。この委員会はそういった点では非常に重要な役割を持った委員会でございますので、委員の皆様の見解をいただきながらしっかりと県の環境の保全に努めていきたいと思っておりますのでよろしく御協力をお願いいたします。簡単でございますがごあいさつにさせていただきます。

○事務局（自然保護課 畔上）

亀山委員長ありがとうございました。

次に、技術委員会の運営に関しまして、条例第36条第3項の規定では、委員長が代理者を指名することになっておりますので、委員長に代理者の指名をお願いしたいと思います。

○亀山委員長

委員長代理者は今日御出席いただいているところで決めてしまってもいいのかな。よろしいんでしょうかね。花里委員をお願いしたいと思いますので、御了解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（自然保護課 畔上）

はい、ありがとうございました。

ここで、本日配布してございます資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元、何枚かに分かれておりますが、資料1としまして「長野県環境影響評価条例及び同施行規則」のそれぞれ関係部分を抜粋したもの、そして、本技術委員会の運営について定めております「長野県環境影響評価技術委員会運営要領」でございます。これが資料1ということで綴じ込んでございます。それから、「環境アセスメント 長野県環境影響評価条例のあらまし」、こちらをお配りしてございます。こちらはパンフレット形式になってございます。

次に、資料2として「準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者からの意見及び事業者見解」でございます。

その他に、本日、事業者から準備書の補足資料といたしまして「猛禽類に関する資料」が提出されております。この資料には猛禽類の営巣木の位置など、非公開対象の情報が載せてございますので、委員のみの配布とさせていただきます。なお、委員の皆様には、この資料の取り扱いに御留意いただくとともに、会議録が公開されることから、発言の内容についても御配慮いただくようお願いいたします。

では、条例第37条第1項の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長に議事の進行をお願いいたします。

4 議事（1）

○亀山委員長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の議事（1）でございますが、「長野県環境影響評価条例等について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

自然保護課環境審査係長の横浜寿一でございます。昨年度に引き続きお世話になりますがよろしくをお願いいたします。

それでは県の環境影響評価制度の概要について資料1により説明させていただきます。

はじめに「環境アセスメント 長野県環境影響評価条例のあらまし」、パンフレットですが、こちらを御覧いただきたいと思っております。3ページを見ていただきたいと思っておりますが、3ページに環境影響評価条例の対象事業を載せてございます。第1種事業の要件と第2種事業の要件に区分されてございますけれども、第1種事業の要件を満たす事業につきましては規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する必要がある事業でございます。それに対しまして第2種事業の要件を満たす事業につきましては、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうか、これを知事が判定し、知事が必要と認めた場合にアセスをする必要がある、そういう事業でございます。それから第2種事業の中に面積要件等に「森林の区域等」という用語が使われているかと思っておりますが、「森林の区域等」というのは森林の区域のほかに、国立公園や国定公園などの公園区域とか、河川区域、水道水源保全地区の区域など、環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域などがこれらに含まれております。

続きまして4、5ページ御覧いただきたいと思っております。環境影響評価条例の手続の流れを示してございます。事業者、知事、市町村長とそれぞれの立場でこのアセス手続にどのように関わるかというものを説明したものでございます。本日御審議いただきます三遠南信自動車道青崩峠道路につきましては、準備書に対する意見書の写し及び事業者見解が事業者から7月2日に送付されましたので、知事の意見を述べるために本日技術委員会を開催させていただいたものでございます。パンフレットでは5ページの上段、フローの中ほどとございますが、そこに長野県環境影響評価技術委員会と枠で囲ってあるかと思っておりますが、その部分が該当いたします。その後の手続といたしましては本技術委員会の意見を踏まえて知事は準備書に対する意見を事業者に述べることとなります。その後、事業者は知事

意見を踏まえて評価書を作成することになります。評価書の公告・縦覧手続がなされますと事業者は道路の建設事業に着手することができるという手続になってまいります。

それでは資料1を御説明いたします。「長野県環境影響評価条例及び同施行規則」でございます。第1章総則の第1条でございますけど、目的が記載されてございます。「環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、事業者がその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進」するということでございます、「県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的」としております。この目的を果たすために以下2章、3章、4章と続くわけでございますが、この2章、3章、4章に今回お願いしてございます技術委員会の役割が示してございます。

まず第2章第4条の技術指針でございますけれど、「知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されてございます。この技術指針につきましては昨年度、技術委員会で御審議いただき、改正させていただいたところでございます。

次に、第3章の第11条でございます。方法書についての知事の意見ということでございますが、知事が、事業者に対して方法書についての環境の保全の見地から意見を書面により述べる際には環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとするということでございます。今回の三遠南信自動車道青崩峠道路につきましては平成18年の段階でこの手続はすでに終了してございます。

次に、第4章の準備書、第20条でございます。準備書についての知事の意見ということございまして、方法書と同様に知事は事業者に対して準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるということでございますが、この際、技術委員会の意見を聴くものとするということでございます。本日はこの手続のために委員の皆様方にお集まりいただいているということでございます。

以下、第8章は技術委員会についての規定でございます。次のページを御覧いただきたいと思えます。

第35条に任期の規定がございます。先ほど課長が申し上げましたとおり、委員の任期は2年でございます。昨年の12月1日付けで委嘱させていただいておりますので皆様方の任期につきましては平成21年11月30日までということになってございます。

以下、38条には部会、それから39条には専門委員の規定がございます。部会につきましては案件により環境要素がかなりしぼられる場合に全ての委員にお集まりいただくのではなく、あらかじめ部会の委員を委員長が指名することによって、その中で審議をすることができるという規定でございます。また39条の専門委員につきましては、さらに専門的な事項を調査するのに必要があるという場合には、専門委員を知事が任命することができるという規定でございます。

次に、第9章第41条に環境影響評価法との関係について規定してございます。環境影響評価法手続の中でも知事は事業者に対して方法書、それから準備書に対しそれぞれの意見を述べるという規定になっております。その際に県条例の規定により技術委員会の意見を聴くというものでございます。今後、県内に高速道であるとか、まあだいぶ先かと思えますがリニア中央新幹線であるとか、法律の対象要件の事業が長野県内で行われると、そのような場合には技術委員会の意見を聴いた上で知事の意見を述べるということになりますので御承知おきいただきたいと思えます。

なお、方法書につきましては事業者から住民意見等の写しが提出されてから90日以内に知事意見を述べるものと規定されております。それから準備書につきましては120日以内に知事意見を述べるよう努めるものと規定されてございます。この期間内に知事の意見が出せまよう御審議について御

協力をお願いしたいと思います。

次に3ページ、長野県環境影響評価技術委員会運営要領を御覧いただきたいと思います。

第1条は趣旨でございまして、技術委員会の運営に関し必要な事項を定めるものというところでございます。

第2条は会議の公開ということでございます。先ほど司会の方から申し上げましたとおりこの会議は原則公開でございます。しかしながら、希少動植物の位置の情報など非公開情報を審議の中でやりとりするような場合には議長が技術委員会に諮りまして、この会議を非公開とすることができるということが定められてございます。

それから第4条を御覧いただきたいと思います。意見書の提出でございます。技術委員会の開催の日程につきましてははできうる限り多くの委員に御出席いただけるよう事務局で事前に調整させていただいておりますが、お忙しい委員の皆様全員が御出席できる日を選定することは困難な状況でございます。やむを得ず御欠席になってしまうという場合にはあらかじめ会議の議題に関する意見を書面により委員長に提出することができるということになってございます。この規定を活用されまして今後活発な御意見がこの審議の場でなされることをよろしくお願いしたいと思います。

事務局からの資料1につきましての説明は以上でございます。

○亀山委員長

はい、ありがとうございました。今御説明いただきました件につきまして御意見御質問等ございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

5 議事 (2)

○亀山委員長

それでは、ないようでございますので、続きまして議事の2でございますが、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の環境影響評価準備書についてでございます。事業者から経過と事業の概要及び準備書の内容と資料2の内容を、御説明お願いいたします。

○事業者 (国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬)

皆さんこんにちは。国土交通省の飯田国道事務所調査設計課長をしております廣瀬でございます。本日はお忙しい中お時間をいただきましてまことにありがとうございます。本日事業者といたしまして私どもの担当と携わりました業者4名連れてきております。御審議のほどよろしく願いいたします。では座って失礼して、説明させていただきます。

初めて委員になられた方もお見えということをお聞きして、既に御存知の方もお見えかと思いますが、三遠南信自動車道そのものの概要につきまして冒頭に説明をさせていただきます。この三遠南信自動車道といいますのは、中央自動車道の飯田山本というところから浜松市の三ヶ日に至ります、約100キロの自動車専用道路の国道でございます。この国道ができることによりまして、広域的な三河と遠州、南信地域の交流が図られると考えておるところでございます。現在、飯田山本インターから天竜川の右岸になりますけれども、天竜峡インターというところまで7.2キロでございますが、今年の

4月に供用させていただいております。その前に小川路峠道路ということで、矢筈トンネルを平成6年に、通行不能区間の解消ということで、2車線で供用させていただいております。あと、静岡県におきましても、今、佐久間道路とか三遠道路ということで、この三遠南信自動車道の事業として進めておるところでございます。本日御審議いただきますのは、長野県と静岡県境にあります、青崩峠というところに計画しております青崩峠道路の、環境アセスの準備書の御説明でございます。

この三遠南信自動車道の整備効果といたしまして、長い目でみた場合には先ほども申し上げましたとおり、三遠地域と南信地域の広域的な交流ネットワークが形成できるということで、今まで4時間ほどかかっておりました時間が、これができることによって、約2時間足らずになるということでございます。あと、これができることによりまして、太平洋と日本海の物流ルートが形成されて、日本の大動脈としての期待がされておるところでございます。あと、短期的な目標といたしましては、来る、来ると言われております東海地震などの緊急輸送ルートの確保ということで整備を進めているところでございます。

この道路につきましては、先ほども申し上げましたとおり、私どもと浜松河川国道事務所というところで整備をしておるわけでございますが、この道路そのものの整備効果をですね、早くあげるといって、平成13年4月にですね、整備方針というのをを出してございまして、なるべく早く整備効果を出すために、現道等の活用ということで、今長野県さんで一所懸命やっております和田バイパスとかですね、そういうところの現道区間を活用していきましょうということと、重点的に整備をして長い時間かけるのではなくて短時間で効果を出そうと、必要最小限の投資で早期の整備効果が発揮するような方策で進めているところでございます。

青崩峠道路そのものの経緯でございますが、平成6年、前の状況でございますが、皆様御存知かと思いますが国道152号というものはちょうど青崩峠の手前で道路が終わっておりまして、通行不能となっております。その代替路線としまして長野県であれば県道南信濃水窪線、浜松市でいきますと市道の水窪白倉川線という、通称兵越林道を使って辛うじて県境の交通が確保されている、というところでございます。このような状況をですね、なんとか解消するためということと、昭和52年にですね、下に写真ございますけども、週末の帰宅を楽しみにしていた児童のバスに落石がありまして、犠牲者が出ておることがございまして、昭和58年に国道152号の草木ということで、草木トンネルに着手いたしまして平成5年4月には国道の474号ということで路線を指定しております。

それに伴いまして草木トンネルは施工してまいったわけでございますが、開通によって若干ではございますが152号のバイパス的な効果が出てまいりまして、飯田市と浜松市のアクセス性が向上したということでございます。いずれにしましても兵越峠が依然として残っておりまして非常に狭いところでございますし、冬季には凍結をして非常に交通の難所というところでございます。

これが冬場の状況でございますが、このように凍結やらすれ違いがなかなかできないとか、災害等で1年に460時間ほど止まるということもあります。

そのようなことを回避するためにですね、青崩峠道路という事業を進めていくことになったわけでございますが、進めるに当たりまして、今までは国や県などの我々事業者がですね、計画を決めていたわけでございますが、もともと青崩も我々が計画を決めていたわけでございますが、この地域には日本特有といつかこの地域特有の中央構造線をはじめとする大規模な断層等が走っていることもございまして、計画するに当たり十分な考慮をする必要があるだろうということで調査を行ってまいりました、その調査を皆様に提供してどういうルートがいいだろうかということをしてPI方式、パブリック・インボルブメントという方式を使いまして、皆様に諮ってきたところでございます。

これが平成 14 年からの採用でございます。今までに 6 回ほどの青崩峠道路懇談会というものを開いてまいりまして、その中でルート等の検討をしてまいりました。メンバーにつきましては有識者と、両県の地元の首長さんですね、前は水窪町長さんと南信濃の村長さん、現在は浜松市長と飯田市長ということになります。というところで第 4 回のときにそのようなルートをですね、示させていただきまして、そのときに懇談会の方から青崩峠道路に対する提言をいただいております。その前にアンケートを出してまいりまして、約 8 割程度の回答率ということでございます。

青崩峠道路に対する提言といたしまして、早期に整備できてなおかつ安全な中央構造線西側の最短ルートで、2 車線で整備することが望ましいということと、それに伴いまして残ります草木トンネルについては、より地域の皆様が使えるような道路にすること、あとは、各段階において住民との意見交換を行うということの提言をいただいております。その提言をいただきまして、本日御審議いただきますルート、ルート帯として検討しておるところでございます。

このルートといたしますと、先ほど申し上げました兵越林道経由でまいりますと非常に狭隘なところを通ってくるものでございまして、移動時間がこのルートだけで約 30 分短縮できますということと、地形上御想像がつくと思いますけれども、ほとんどがトンネルの構造になりますということと、よほどの天変地異でない限り気象条件にかかわらず安全な移動経路が確保できるということと、安定した速度で移動ができる。また、長野県と静岡県との連携の生まれるものと期待されておるところでございます。

これは先ほど事務局さんの方から御説明のございました流れでございまして、本日は初めての委員会でございますが、この御審議をいただきまして我々の作業も進めていく予定でございます。

それでは準備書の内容につきまして簡単ではございますが御説明をさせていただきます。このアセスの準備書につきましては、国道ではございますが自動車専用道路ということで、長野県の環境影響評価条例に基づきまして手続をしておるところでございます。対象事業といたしましては長野県と静岡県だいたい半分ずつぐらいの距離でございますけれども、いまちょっと見にくうございますけれども、左側の地図に示してございますところが今だいたい予定をしておりますルート帯でございます。点線らしきものが見えると思いますけれども、その点線が恐らくトンネルということになろうかと思えます。その両方に見えます実線のところですね、それが現道の 152 号にタッチをする橋梁又は土工の、通称言われていますあかり部というところになろうかと思えます。

これは方法書の段階をお示ししましたところでございますが、方法書の文献等の調査の対象としたのが水色のところでございます。今回の準備書の調査区域としましては赤いハッチングのところを対象としてやっております。これにつきましては猛禽類とか、環境に関する認知限界距離というものがございまして、このような幅で調査をしております。

調査対象地域におきまして既存の文献などの資料を調査したわけでございますが、その項目といたしまして地域の自然的状況に係る項目ということで、気象からはじまりまして地形、地質等、ちょっとすいません、6・7・6 になっておりますが申し訳ございません、誤植でございます。地域の社会的状況に係る項目としまして行政区画から人口、産業、交通等約 10 項目の調査をしております。環境関係法令等に係る項目といたしまして環境保全対策の状況、関係法令による指定・規制等、を含めまして 4 項目の調査をしております。

既に御承知の方も多いとは思いますが、この地域の自然的状況といたしましては、気温の日較差が大きいということで、非常に朝晩の温度差が大きい、ということと、その割に比較的積雪が少ないという地域でございます。

水象・地象の状況でございますが、水に関する事柄としまして、この対象事業区域内には、後ほど御説明申し上げますが、小嵐川というものが存在してございます。また、地形・地質に関する事項といたしましては、近傍に中央構造線という日本を代表するような断層がございます。この調査区域内におきましては、文化財保護法による天然記念物等のものはございませんでした。

続きまして、動植物の状況でございます。この地域におきましては、文献によりますと南アルプスと熊伏山山頂付近にすぐれた自然と植物群落や野生動物の生息が確認されておりました。最近のレッドデータブックなどによりますとクマタカとかアカイシサンショウウオ、ユウシュンランなどの、多数の絶滅危惧種の記載がございまして、それに基づきまして現地調査もさせていただきました。

景観・景勝地、の分布になりますが、これにつきましても景観の資源としましては熊伏山の稜線、これはハイキングのコースになってたかと思いますが、がございます。あと、梶谷溪谷というのがございまして、非常に川の様子がいい梶谷川というのがございます。また、主要な眺望点ということで、これもハイキングのコースになってるかと思いますが、青崩峠そのものがございます。で、アセス独特といったら失礼ですけども、人と自然の触れ合い活動の場ということで、この地域にまいりますと主なものといたしまして塩の道というのがございます、県境部にまで遊歩道が設置されております。また、小嵐川の対岸になろうかと思いますが、梁木島番所というのがございまして、これは史跡に指定されておるところでございます。また、ちょっと下流部になりますが重要無形民俗文化財ということで、諏訪神社とかで行われてます、遠山の霜月祭がございます。この我々のいま実施しようとしている区域の中にごございますものとしたしましては、民宿の島畑、これは昔の厩の跡だと聞いておりますが、島畑さんとか、木地師の墓石「庚申」の跡が残っております。

人口及び産業の状況でございますが、南信濃村そのものが飯田市に合併したこともございますが、飯田市としましては長野県全体と比較しますと、第2次産業である製造業の比率が高くなっておるところでございます。面積的には長野県の約5パーセントの面積を有しておるのが飯田市でございます。

当該地域の交通の状況でございます。ちょっと見にくうございますが数字が三つほど書いてございます。152号の和田という地区でございますが、ここにつきましては1日24時間当たりの交通量が1,697台ということでございまして、上に書いてございます1,463台からも分かりますように、非常に昼間の交通が多いという地区でございます。ただ、遠山郷に温泉ですかね、道の駅がありますことから、比較的休日の交通が多い地区でございます。

水域とその利用ということでございますが、この地区のちょっと下にですね此田という地区がございますが、その地区に深井戸を利用した取水源が1箇所ございました。

保安林、地すべり防止区域に関しましてでございますが、我々がいま実施しようとしている区域におきましては、土砂流出防備保安林というのが存在しております。ただ、此田に近いわけでございますが、地すべり防止区域には入っておりません。

環境関係法令に係わる項目といたしまして、九つございますが、大気・騒音・振動・悪臭・水質・地下水につきまして、調査区域につきましては常時的な観測調査は行われておりませんでした。土壌・地盤沈下につきましても調査は行われておりませんでした。

続きまして、予測・評価につきまして説明をさせていただきます。今御覧になっていただいております表中のものにつきまして予測・評価を行っております。なお、見にくうございますが水色に着色してるところがございますが、定量的な判断が難しいため、我々の設置した委員会の専門家の御意見を参考にした項目でございます。日照障害と低周波音につきましては、影響がないということで予

測・評価を実施しておりません。

生活環境の予測・評価の結果でございますが、いまお示ししましたとおり、我々の事業実施区域がここでございますが、その各事業に伴います評価のポイントを示してございます。我々の事業実施の区域に最も近い民家ですね、お住まいになつてお宅が水平距離でございますけれども 200 メートルということでございます。各状況によりまして、ここら辺りを道路が通るということで、供用後の予測地点と工事中これが最も一番工事で近づくとこだろう、というところで評価しております。なおかつ工事に伴います車両がここを通るということで一番近い箇所では評価をしております。

先ほどお示ししましたポイントにおきまして大気質・騒音・振動それぞれの予測をさせていただきまして、当該地域には環境基準そのものが適用される場所ではございませんので、整合を図るべき基準といたしまして環境基準を引用させていただいております。お示ししました数値のとおり、環境基準を上回る場所ではございません。基準をクリアしてございまして、このままの予測・評価でよろしいかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、平面的な位置ではなくて今度は横断的にみますと、申し上げましたとおり、工事中の予測地点ということで、建設機械がこの辺で作業するわけですが、ここで予測をしております。工事中の、工事車両が通る、もちろん国道を通過して作業するわけでございますので、この箇所では予測をしております。その水平距離が一番近いお宅で 120 メートルということでございます。

続きまして地形及び地質の予測結果でございますが、冒頭の御説明の中で申し上げましたとおり、もうほとんどがトンネルでございまして、工事中の改変そのものが坑口部だけということで、地形及び地質につきましては影響が少ないということで、考えております。なお中央構造線につきましては内帯側を通りますので、中央構造線につきましても影響がないと考えております。

動植物につきましてはでございますが、文献等を調べてまいりまして、長野県内で 40 種の注目すべき植物というのがございます。その中で国のレッドデータブックに相当するものが 11 種、長野県さんのレッドデータブックに相当するものが 19 種、県の指摘種というのが 10 種ございます、合わせて 40 種でございます。その注目すべき種において、指標種について予測を行ったわけでございますが、ここに示しております、四つの種につきまして保全対策等の検討をしております。ちょっと見にくくて申しわけないのですが、イワオモダカというものがございまして、直接改変する場所にあるわけではないのですが、非常に表流水の影響が気になるというところではございますが、表流水が与える変化は少ないわけではございますけれども、水分条件の変化に伴って間接的に影響があるのではないかとことを考えてございまして、必要に応じてイワオモダカにつきましては、当然専門家の御意見を伺った上でございますが、移植等の対策を考えております。ハルトラノオというのがございまして、これにつきましては工事によりまして 6 地点のうち 2 地点の生息地が直接的に改変されてなくなってしまう。ということで、この種を残すために回避移植ということを考えております。ヒメニラも工事によりまして 2 地点ある中の 1 地点の生育地が消失することになってしまいますので、水分条件等のことも考慮しまして、これにつきましても移植を考えておるところでございます。ユウシュランというのがございます。これにつきましては工事によりまして、1 地点しかございませんがそこが直接改変ということになってしまいます。これにつきましては、工事の仮設ヤードの見直しをしまして、この地域を残す、回避するという方向で予測・評価をさせていただいております。

続きまして動物になりますが、この地域におきまして、57 種の注目すべき動物がありまして、哺乳類で 8 種、鳥類で 15 種、両生類・は虫類で 7 種、魚類で 2 種、昆虫が 19 種、陸産貝類で 6 種ということで 57 種あるわけではございますが、その中でも注目すべき動物の指標種としまして予測

を行った結果、表に書いてございます5種について保全対策を検討をしております。クマタカでございませぬがずいぶん調査をしてきておりまして、営巣地が約1キロ離れたところでございます。高低差でいきますと300メートルだったと思っておりますが、そういう所に営巣しております。工事の騒音とかが影響するものと考えられますが、その影響の程度につきましては不確実性がございませぬので、クマタカの順応を考慮した資材や建設機械の搬入とか、これもいろいろと御意見を伺いながらでございますが、そのような対策等を講じていく予定でございます。ヒダサンショウウオというのが溪流部におりまして、これにつきましても必要に応じて産卵場所の代償とか繁殖期の移植とかいうところで保全対策をしていきたいと考えております。アカイシサンショウウオというのもございませぬ。これも、トンネルそのものによる表流水とか浅いところの地下水の変化は少ないと想定しておるわけでございますが、予測そのものに不確実性が残るといふことで考えておりまして、これにつきましても必要に応じて移植等の対策を講じていきたいと考えております。タゴガエルというカエルがございまして、これも産卵場所がトンネルの上流部になるわけでございますが、これにつきましても先ほど申し上げましたとおり、表流水とか浅層地下水の変化は小さいと考えておりますけれども、その変化につきましても不確実性が残っておりますので、必要に応じて産卵場所の代償とか繁殖期の移植ということを考えていきたいと思っております。ベニモンカラスシジミ、これがコバノクロウメモドキという木の葉っぱを幼虫が食べている蝶でございませぬが、その苗木等が直接改変によりなくなるということがございませぬので、工事施工ヤードの配置計画の見直しとか、そういう餌になりますコバノクロウメモドキの改変範囲をなるべく少なくするとか、隣接沢への個体の移植等で対応をしていきたいと考えております。

あ、それでちょっとあの、触れておりませぬ、猛禽につきましても、担当の者から御説明申し上げます。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

それでは、A3でお配りしております、飛翔図について、御説明申し上げたいと思っております。座ったままで失礼いたします。

まず資料の1枚目ですが、猛禽類調査は平成10年から継続的に実施しておりまして、この1枚目の、上の調査を始めた当初に、9月にですね、いきなり、青い線で描いてあります箇所、幼鳥の飛翔を確認いたしました。9月ですと生まれて巣立ってからあまり時間経っておりませぬのでこの辺に営巣木があったものと推定をいたしました。

ただ、その次の年は繁殖しませぬで、2年目になりますと、2ページ目なんですけれども、平成12年、ここではトンネル坑口と書いてありますけれども、このような幼鳥の飛翔が確認され、ここで繁殖しましてこれは非常に大変だということ、続いて行動圏等の調査に、継続的に入ったわけでございます。

ところが、3ページにございませぬところ、平成13年からはですね、ずっとこのトンネルの口から、1.5キロ程度離れたところに、ここで集中的に繁殖活動が見られました。ただし、13年から17年までは、ずっと抱卵中に放棄をしたり、なかなか繁殖に成功いたしませぬでした。で、18年によりやく繁殖に成功しまして、このような青いマークのところ、幼鳥が飛翔いたしまして、それで、下の絵が、成長の飛翔の範囲でございませぬ。この範囲を御覧いただきますと、図の下の方に、飛翔が集中していることが、見てとれるかと思っております。ただし、このような谷全体を広く利用しておりますところから、事業との関係を調べたいということ、この年にクマタカの高さを利用した

生息、行動圏がですね、標高の高い位置を利用してる、という過去の鳥学会での御意見もございましたので、この、3ページの、K地点とGG地点という、このGG地点ってのは谷底の地点なんですけれども、K地点はその営巣木と同程度の標高のところがございます、それで、どのような高さをよく利用するのか、ということ調べました。

で、4ページが、ピンクと、濃いブルーの線が親で、青い線が子供なんですけれども、このような、同じ標高の所から見ますと、ちょっと巣よりも下の方まで幼鳥が行動してる場所が見てとれますが、それを谷底から見ますと、5ページにありますように、かなり高いところのみを利用している様子が見てとれます。

で、他の地域でも、こういう谷底にですね、橋梁工事をしたときに、繁殖を継続しているような事例もございまして、この辺も踏まえて、予測・評価を行った、ということでございます。

それからもう一つ、6ページでございしますが、これはイヌワシがですね、この地域に、12月から1月ごろにたびたび飛んで参る状況がございました。そのために、広域にですね、イヌワシとクマタカの位置関係、事業地との関係、を調べるために、広域に調べましたところ、この図の真ん中に斜めに黒い線が入ってますのが、県の境なんです、その両側の、両側に、それぞれイヌワシの飛翔の集中する場所が見られ、実はこの中で幼鳥も確認ができましたので、この辺に繁殖地があるであろう、というようなどころが見てとれました。

それで、この事業実施区域の辺りにはどの個体か来てるかということ調べるために、7ページにございますが、同時期に出現をしている個体を調べましたところ、同じ時間帯に来ておりますのが、長野県側の個体と、それから、今回の事業地にきてる個体とが同時に見られましたので、恐らくこれは静岡県側の個体か来てるのであろう、という推定を行いました。

で、8ページはその詳細。お互いの時間経過の詳細でございまして。猛禽類については以上でございまして。オオタカ等も繁殖はあるんですが、事業との関係が懸念されるこの2種について御報告申し上げます。

以上でございまして。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

引き続きまして、景観の予測結果でございまして、当地区におきましては景観の予測地点として島畑という、先ほど申し上げました民宿の庭先から見える眺望に、この断崖絶壁がございまして。これにつきましては島畑さんそのものが本工事において消失することになるかと思っておりますが、この眺望を確保するために、何らかの視点場の代償を考えていきたいと思っております。あと、下になります、青崩峠からの眺望につきましては、峠そのものを改変するわけでございまして、比較的いえば、トンネル坑口も見えないかと思っておりますので、影響は少ないと評価させていただきます。

水象の予測結果に移りますが、トンネルの施工に伴いまして、トンネルまわりの非常に深い深層地下水位の低下は想定されますが、小嵐川でございまして、河川の流量の大部分を構成しております表流水又は浅層地下水の変化は少ないと考えておりまして、河川流量の減少は少ないと予測しております。また、利水につきましては直接改変する取水地、先ほど御説明申し上げましたとおり下流側でございまして、湧水地もございまして、影響はないと予測しております。あと、水面利用につきましては、源流部に近いということもございまして、非常にその川の河畔の面積が少ないということもございまして、河川流量等につきましても、水質についても、現状の維持はされる

と予測しております。

人と自然との触れ合いの活動の場、ということで予測をしておるわけですが、これも先ほど申し上げました、塩の道というものがございます。これにつきましては関係する市の教育委員会等と協議を行って必要な措置等をとっていきたいと考えております。今のところまだ調査・予測できませんが、場合によっては塩の道の部分的な復元等を考えていきたいと思っております。

最後の項目になろうかと思いますが、廃棄物でございます。コンクリート塊とかアスファルト塊につきましては、我々もこここのところずっと続けております再資源化ということで、再利用いたしますので予測の対象外としております。ここで書いてございますのはトンネルの掘削に伴います、ずりでございますが、これは建設発生土ということで基本的には再利用を図っていく予定でございます。私どもと県さん含めて、工事での利用を考えておるところでございます。

以上が、非常に雑駁で申し訳ございませんが、準備書の概要で、この準備書の中に方法書の段階の意見がございまして、住民からの意見が1件と長野県知事からの意見が19件ございまして、それを分けますと表のようになろうかと思いますが、ちょっとお時間をとって申し訳ございませんが、その各意見に対しての答えも御説明させていただきます。

全部読み上げますと時間かかりますので部分的になろうかと思いますが、魚類の調査期間について特段の根拠がなければ四季で調査をすべきではないかという御意見を住民の方からいただいております。事業者の見解といたしましては、この件につきましては方法書の段階でこの委員会で御指導いただいております。春の調査はできるだけ遅い時期にやったらどうかということで、準備書にも記載してございますけれども、春の調査を5月31日から6月3日にかけて実施しております。冬につきましても2月28日から3月3日ということで実施しております。ここに書いてございますけれども夏・秋しか確認できない魚類は生息していないことを文献調査にて確認しておりますので、春に実施をいたしますという答えでございます。

次からが長野県知事さんからの御意見でございます。道路計画をしてきた中で、複数ルートについて準備書において明確にするということでございました。このルート帯そのものの検討の経緯、先ほど御説明を申し上げました、青崩峠道路懇談会の提言を踏まえて調査をしてまいりまして、複数のルート帯について自然環境・地形・地質・経済性を、総合的な検討をしまして環境負荷の少ないトンネル構造を主体とするルート帯を事業計画として、ルート帯に示しております。この内容につきましては私どものホームページで青崩峠道路懇談会の概要すべてを公開しておりますので記載は非常に簡単でございますけれども、ルート帯の検討経緯を準備書に記載します、ということでございます。

これは、予測の場所を車が通るんであればそのところで予測・評価を行うこと、ということでございます。先ほど平面的・横断的な中で御説明を申し上げましたように、工事車両の運行であれば道路端が一番環境的には厳しくなるところでございます。その場所で予測を行っておりますという旨の回答が書いてございます。

3番目でございます。非常に地形が複雑な所であるがゆえに、地形の影響を受けないところで気象の観測をすること、ということでございます。この箇所につきましても方法書のときには御審議をいただいております。そのときに御確認いただいております此田の集落の中で比較的障害物がないところで実施をしております。

次は発破に伴う防音扉等の技術的な御意見でございます。発破の使用につきましては現在詳細な検討はしていませんけれども、発破の使用の段階につきましては我々も過去に、権兵衛峠等も含め

まして、数多くのトンネル工事をやってきております、その知見をもちまして必要に応じて適切な保全対策を講じますという内容を記載させていただいております。

同じように、低周波についての御指摘でございます。これにつきましても先ほど申し上げましたとおり我々の過去の事例とか、長野県内でも実施されてますトンネルの事例を集めまして、その都度必要に応じて保全対策を講じてまいりますという内容でございます。

この意見は水質への影響を確認するために調査地点を選定して工事の前から水質調査をなさいたいということでございます。これにつきましては、書いてございますけども、御意見のとおり調査地点を選びまして工事の前から河川水の水質調査等を実施していく予定でございます。

これはあの、重金属による汚染のことを仰ってみえるんだと思いますが、我々トンネル工事するに当たりましては、基本的なことといたしまして、川には、川を汚染するようなものは流さないという方向でやっておりまして、当然こういう重金属の対応につきましても、先進ボーリングによりましてコアの中の重金属成分の有無とか、排水に例えば重金属が溶出するような場合があるかどうかというのを調べまして、その状況を見ながら排水処理施設等を設置しましてその中で処理をしまして、放水するということになっておりますので、これにつきましては我々の従前の対策でできるということで、この項目につきましては選定をさせていただいております。

工事に伴います地下水の変化等を監視するようということでございますので、これにつきましては我々の、この周辺では湧水とか井戸は存在しておりませんが、トンネルの工事を実施することもございまして、必要に応じて地下水の調査などは実施していく予定でございます。

これも、大規模な構造体、中央構造線のことかと思うんですが、異常出水について十分予測をなさいたいということでございます。これにつきましても先進ボーリング等を行いまして前方の被圧水を先に抜くとかですね、そういう対策を採ってまいります。なかなかそういうことをやることによって出水時の処理施設の規模等が変わってくるかと思っておりますので、そういう調査を踏まえながら必要な規模の処理施設を設置して、異常出水に対応してまいりたいと考えております。

これが動物の関係だと思んですが、動植物への影響が予測されるトンネル坑口、明かり部、取り付け部の道路において踏査ルートを適切に選定すること、ということでございます。これにつきましては土地改変による影響が予想される坑口及びトンネルにまいります工事用道路、明かり部につきまして、私どもで設置しております委員会の専門の先生の御意見を伺いながら、調査の仕方、ルート等につきまして適切に対応させていただきました。

魚類の調査で、稚魚が大きくなるよということ、夏に近い時期になさいたいということ、先ほど住民からの意見にもお答えしましたとおり、5月31日から6月2日で、比較的春ではない夏に近い時期に調査をしておりまして、このときにサケ科の稚魚も確認しております。それに伴いましてこの地区におきましてはサケ科の、アマゴ等の再生産が行われていることも確認しております。

魚類の調査におきまして、掘り起こしたり、要は乱暴な調査をしないように、ということかと思いますが、これにつきましても、春の調査におきましては、イワナ科の魚類の調査は潜水による調査をしておりますし、冬につきましては電気ショッカー等を使いまして行っておりまして、浅いところの河床を掘り起こしたりという作業はしておりません。

この地域におけます注目すべき動物について、天然分布による種を選定して放流種による分類を除くこと、ということでございます。これにつきまして私どもの委員会に諮りまして助言をいただいております。その中で放流種でありましてもその地域の生態系を構成する一つの種であるため、

注目すべき種として選定していく必要があるということで、選定をしております。

14 番目になりますが、トラップについて長いこと置いておくとそのトラップにかかった個体が死んでしまうので、なるべく調査方法を考えなさいということでございますが、これにつきましては捕獲した個体が死なないようにということで、巡回回数をですね、1日2回ということで、朝夕の2回巡回をしております。

これはあの、長野県のレッドデータブックに記載されていますシデムシ科の昆虫を捕らえるためのベイトトラップについて小嵐川沿いに仕掛けるなど、設置について配慮するということの御意見でございますが、我々といたしましてもシデムシ科の昆虫の特性を踏まえまして、水辺に近いところと離れたところを選びまして、シデムシ科の昆虫が捕獲しやすいようベイトトラップを仕掛けてございます。その結果、4種類のシデムシ科の昆虫を捕獲しております。

猛禽類の調査に当たっては、非常に繁殖の成功率が低いこともあって、しっかりと考えなさいということでございます。先ほど高島の方から御説明申し上げましたとおり、平成10年からこの地区の調査をしております、御報告いたしましたとおり18年に繁殖を確認しております。

生態系に係る注目すべき動植物の典型性の指標としてミドリシジミ類、クリ-ミズナラ群落、カスミザクラ-コナラ群落を加えるよう検討すること、という御指摘でございます。これにつきましては私どもの委員会の中で審議をいたしまして、中で一つ、ミドリシジミ類につきましては、我々が事業を実施する区域よりも非常に標高が高い尾根部に生息しております、対象となります低くて水けの多いところになるということで、このミドリシジミ類につきましては対象から外しております。残ります、クリ-ミズナラ群落とかカスミザクラ-コナラ群落につきましては、御意見に基づきまして、予測・評価の対象とさせていただきます。

生態系の予測の中で、林縁付近ということでちょうど木の生え際だと思っておりますが、そこについて可能性があるのもそのことも考慮すること、ということでございます。例えばこの中でいきますとそういう環境で典型的な中ではイワガネゼンマイというものがあろうかと思っておりますが、これにつきましては林縁の後退に伴う影響について予測・評価をしております。

19 番目、最後になりますが、塩の道とか先ほど申し上げました石仏、石碑をばらばらと評価するのではなくて、線又は面で一つの景観として予測・評価をすること、と御意見がございました。これにつきましては御指摘のとおり、塩の道それ自体を周辺にある島畑とか木地師の墓石等につきましまして、塩の道全体としてとらえまして、予測・評価をさせていただきました。

パワーポイントは以上になります。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

続きまして、お手元にお配りしてございます、資料2というのがございます。この準備書の、縦覧いたしまして、この準備書に対して1件の住民からの意見が出ております。1件で13項目の意見がございました。それについての事業者としての見解を述べさせていただきます。

植物の調査に当たってですね、ちょっと文章が長うございますので要約させていただきますが、調査をしやすいように、要は主観を入れてやってないか、又は希少種の確認もれなどはないかという御意見でございます。これにつきましては当然、その調査があたる前にはですね、文献調査を行った上で専門家の御指導と御助言をいただいて実施しておりますので、調査結果についても、それに基づいた調査結果についても、専門家の了解をいただいておりますので適切なものと考えております、という答えでございます。

二つ目でございますが、希少種について移植とありましたが移植じゃなくて工事が終わったら元の場所に戻せませんか、という御意見かと思えます。これにつきましても私どもの専門家の意見を聞いておりますが、工事によって当然その場所がなくなるという所もございます。まして、移植をしてまた元に戻すというように2回の移植になるわけですがそういうことによってその種に影響が出るというようなこともございますので、工事实施により環境が変化するため、移植等の個体を生育することは困難ですということで元に戻すことは無理ですよというお答えで、あとは専門家の指導・助言によって移植をします、という答えでございます。

三つ目でございますが、植物の調査を冬にやってないんだけどよろしいんですかと、調査するべきじゃないかということでございます。これにつきましても文献調査を行った上で我々の専門家の指導・助言に基づいて調べておるわけでございますが、その御指導の中で、当該地域に冬季にしか存在が確認できない種はいない、ということで冬季の調査を実施しておりません、という答えでございます。

4番目につきましては、表土に、当然掘削等をするわけでございますが、表土に外来種の種が混ざっているので外来種の混ざった土は使わないで、できるだけ現地の植物を調達して使ってくださいというような趣旨の御意見でございます。これにつきましては我々の調査の中でも、多くの外来種が確認されておりまして、土を使うということは、外来種の拡散を助長するということになるかと思えますので、法面工などにつきましてはこの地域の郷土種であるものを使って緑化をいたします、という答えでございます。

今度は、鳥類の調査期間ということでございますが、月当たりの調査日数が少なすぎるのではないかと、三日ばかりで分かりますかということだと思えますが、これにつきましても私どもでお世話になってます専門家の先生の御意見御指導を受けて、文献調査も当然実施しておりますし現地調査もしております、その調査によってイヌワシの飛翔なりクマタカの営巣も確認しておりますということで、お答えをしております。

触れ合いの活動の場ということで、準備書の中で聞き取りをしたということを書いてあるんですが、どの程度の規模でやったのですかという質問でございます。これにつきましては当然この地域のことをよく御存知であります、今は市になってしまいましたけれども、南信濃村の振興課とか、南信濃村の教育委員会とか、長野県の教育委員会等に、対面又は電話によって聞き取り調査を行っております、という答えでございます。

触れ合いの場の二つ目でございますが、木地師の墓とか庚申とか島畑というのが消失するとありますが、地元住民の意見で反対はないのですか、という意見でございます。これにつきましては、準備書の方も当然公告・縦覧をしておりますし、この地区の方につきましては1月10日に県さんの広報で流していただきまして、なおかつ地元で呼びかけもしていただきまして説明会をしております。その中でそれに対する意見はございませんでした、ということでございます。

関連かと思えますが、そのなくなる史跡については移動はしないのですか、例えば移動するのであれば援助はないのですか、という御意見でございます。史跡の移動等につきましては、先ほども申し上げましたとおり今後市の教育委員会等と調整をしていく内容かと思っております。そういう意味によりまして、必要な措置を実施したいと考えております。

今度は、川への濁流のことでございますけども、これにつきましては先ほど知事意見の方でも申し上げましたとおり、濁水を流すのではなくて川を汚さないように濁水処理施設をつくってその排水の水質を監視して川に流しますので、大丈夫とは書いてございませんけれどもそういうことを、

そういう措置をします、ということでございます。

今度は記述の仕方ですかね、直接改変とか非常に専門的で捉えられたと思うんですけども、非常に分かりづらいという内容かと思いますが、これはこういうふうに書いておるわけですけども、準備書の中で、工事の実施により島畑は直接改変されてなくなりますとか、庚申につきましても直接改変されてなくなります、というように記載しておりますという、単なる、同じ答えになりますけれども、そういうふうに書いてあります、という答えでございます。

専門家の意見を聞いているというふうにいっぱい書いてあるんですけどもいったい誰なんだろうかという御質問でございます。これにつきましては記載しておりますが、水象地象いろいろとある分野の先生に御指導御助言をいただいておりますよ、ということございまして、評価書の段階です、各委員の先生のお名前と現職の名簿をです、記載したいと考えております。ちなみに、長野県と静岡県との両県の事業になりますので、両県の専門の先生に依頼をして、やっております。委員長は信州大学の元学長の森本先生でございます。

環境保全のところ、副次的に環境影響として、廃棄物運搬により新たに、ずり等を運ぶことによって、新たにダンプが通って大気汚染が起こるのではないかとということをご心配されておるわけですが、これにつきましては一般的な対策ということで予測・評価を実施しておりますし、そういう車両が通ることによって起きる粉じん等の対策につきまして散水とか仮舗装というような対策をします、という答えでございます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、住民からの意見が一つしか出てこなかったのに対して、周知の仕方が足りないのではないかとというような内容かと思いますが、これにつきましても青崩峠道路懇談会というのをやっておりますしその内容につきまして私どものホームページで公開もしております。なおかつそのような、環境影響評価につきましては方法書の段階から長野県さんの条例に基づいてやっておりますので長野県さんのホームページでも出ております、ということをお答えしておるわけでございます。

以上、非常に雑駁で申し訳ございませんが、概要から知事意見に対する回答と準備書に対する住民意見に対する回答を、御説明申し上げました。

○亀山委員長

はい、ありがとうございました。

お話の順序は前後していたかと思うんですけども。この、環境影響評価準備書の、今資料の2で御説明いただいた一つ前に、準備書の第7章で、方法書に対する住民等意見の概要とそれに対する事業者の見解ってのが、本来的にいいますとこれが順番でいうと先にあるんですね。前回方法書に対する皆さんからの御意見いただいたのをまとめて知事意見として事業者に出しておりますが、それに対する見解が第7章で、その見解を受けてる形でもってこの準備書ができあがってるわけですよ。そういうことですのでそういう順番でお話いただいた方が分かりよかったですかなと思ってます。で、最後に言われた資料の2っていうのは、今度は、この準備書に対して意見書が出されていて、その意見書に対する事業者の回答ですので、ちょっとその辺整理してお聞きいただければよろしいかと思います。

ということで御説明いただいたわけですが何か御意見御質問等ございましたら、そうですねいっぱいあるからどこからいこうかな、少し区切ったほうがよろしいですかね。いいですねどこからでもいいですね。特に順番を決めることもないのでお気付きの点どこからでも結構ござい

ます、あとで整理するときにしますので、御意見いただければと思います。ではよろしくお願ひします。

はい、どうぞ。陸委員。先ほど最初に言われましたように、お名前を言ってからいただくということになってます。よろしくお願ひします。

○陸委員

陸です。大変御苦勞様でした。準備書のこの本体の中のですね、触れ合い活動の場のところなんですけれども、ページでいいますと4-10-12ページから4-10-15ページにかけての場所になります。主要な触れ合い活動の場の予測結果というところになりますけれども、それぞれ塩の道のですね、中の塩の道、島畑、等々三つですね、についての直接的影響・周辺環境の改変や利用等に伴う影響ということで、●（くろまる）、△（さんかく）、○（まる）、－（バー）ということで、変化があるから変化なしまで評価をされていますけれども、ここがちょっと分かりにくかったものですから、ちょっと説明をいただきたいと思います。例えば塩の道についてですが、この直接改変があるということで、影響は小さいがある、というふうに書いてありますが、その周辺環境の改変や利用に伴う影響は、変化なしという評価になっておりますね。これは、直接そのものがここで改変されるわけですので、周辺環境の改変に伴う評価という評価の仕方がどういうものなのかよく分からなかったということです。同様にですね、島畑についてもですね、また墓石についても、直接改変によって消失するということになって、変化があるという印がついておりますけれども、例えばアクセスの阻害やルートの変化については変化なしという評価になっておりますので、そのものがなくなってしまうアクセスも何もないんじゃないかというふうに思いますけれども、この辺の評価についてはどういう説明になるのかということ、これは工事の実施、それから供用の際についても同様なんですけれども、補足で説明をお願いしたいと思います。

○亀山委員長

私も少し補足させていただきますと、4-10-11ページの表の場合は○が、改変があるというか影響があるような場合に○なんですよね。で、その次のページを、今度は影響があつて変化があるようなのは●になっていたりして、それで○と●が同じような意味で、○になったり●になってたりしますよね。この辺もちょっと統一されたいほうがいいのかなと思ひましたのと、それと今の御意見ですね、この表の中で記載されていることについてのことと、もう一つありまして、4-10-16ページにですね保全対策が書いてあるんですが、この保全対策の種類としては代償しますというか、要は何らかの形でミティゲーションします、とまでは書いてあるんですけども、どうするかということがわりと大事なんで、何とかするから大丈夫だつていうのは、ちょっとアセス書としては、後は任せろつていうみたいな感じになってしまうんです。で、やっぱり、こういうふうにしますから大丈夫ですつて言っていたかかないといけないんじゃないかと。で、もしそう言われないうんだったら、むしろ後のモニタリングでしっかり見てくれとか、事後調査をするから見てください、とかいうようなやり方をするか。いずれにしてもこのところがあまり明瞭じゃないので、ここを何とかしていただくことも必要かと思ひますので、その辺を含めてちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○コンサルタント会社 （大日本コンサルタント(株) 高島)

高島から御説明させていただきます。まず 4-10-11 ページの改変の有無、これは全体して事業の影響があるかないかという○、×の仕分けで、同じマークの方がいいんじゃないかという御指摘はごもっともで、表現の改善はしたいというふうに思います。それで、その次のページの塩の道で、改変の有無で△、これはごく一部の箇所は改変するんですが、今ある塩の道がですね、かなり、38年ごろの水害ですとか、いろんな水害で分断されていてですね、現在塩の道として一般の方が散策路として歩かれる場所がごく限られてる場所になっておりまして、ここに、一部の区間は残存しているんですけど現在利用がなくて、まあ島畑さんの庭になっておるわけなんですけど、そういった意味で利用の変化としては、ない、というふうな表現をしました。いま歩けるような道の部分は全然改変対象にはなっておりません。その意味で利用の変化はなし、というふうな書き方をしました。それから、アクセス性に関しましてはこの道路ができることによって、この塩の道へは行きやすくなるので、○をつけております。それから、島畑さんに関しましては●で、なくなるということなので、なくなってアクセスの阻害とか何とかそもそもがないので、これは、表現が悪いのかもしれませんが、「-」に、変化なしというふうな表現にしてしまったものです。それは木地師の墓石、木地師墓石「庚申」についても同じことが言えます。それから小嵐川については、直接改変はごく一部の、橋梁が横断する辺りの改変が考えられます。利用の変化もある一時期ですね、低下するという場合がございます。ただ、この道路ができることによってアクセスが向上する、と。それから、対象資源の変化の程度は、その河川のごく一部の部分が、その一時期改変したとしても、資源を枯渇するような変化はないであろう、というふうな意味で「-」にしております。それから最後の、たしかに仰るとおり代償と書いたからには何をやるのかっていうのは書かなくてはいけないんですけども、現状、どういうふうに復元するのが地域にとって望ましいのか、ただその痕跡だけを残せばいいのかとか、いろんなことが考えられるわけですけども、まだその話し合いが始められてないものですから、ここには書けなかったというのが現状で、どのように先ほど仰ったようなモニタリングですとか、そういうふうな書き方については今後検討させていただきたい、というふうに思います。

○亀山委員長

では、今言った、お答えいただいたようなことがもうちょっと明確になるように書いていただく、ということによろしいですか。はい。

では、一つずつ、出てきたのから順に詰めていきますので、では触れ合い活動の場はそんなようなふうに対応していただきます。

ほかに次、何かございますか。はい、どうぞ。大塚委員。

○大塚委員

大塚です。先ほどの映像の説明に関する部分ですけども、環境影響評価方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解の中でですね、準備書の 7-5 ページの 17 番で、ミドリシジミ類についてに関する部分ですが、標高の高い所に出てくるので、今回指標にしなかったという形をとられているんですけども、この地域に、標高の低い場所に出てくるミドリシジミ類があるんじゃないかなってふうにちょっと感じるわけなんですけど、こういう形によろしいかどうかコメントいただきたい、できれば中村委員さんの方から何か、こういう形によろしいのかどうか、もしコメントがいただければありがたいと思います。

○中村委員

この意見は前の、方法書のときに私がミドリシジミを入れたらどうですか、というふうに出した文なんですけども、結構あの、水辺…コナラ類を食べるミドリシジミ類がいるので必ずしも尾根のところにいるそれだけではないかと思うんですけども、具体的にどういうふうな種類のミドリシジミ類が出たんですかね。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

ミドリシジミ類については、ここは、実施区域のところはケヤマハンノキが多いような所でございます、ちょっと標高の高いところにコナラがあるような状況の現場でございます。それはアカマツと混交しておりますとちょっと乾燥気味のところがございます。で、アカシジミとミドリシジミが確認されております。もう少しほかの zephyrus 類が出ないかということで zephyrus 用に6月に、それ専門に踏査をしたんですが、ビーティングでも出ませんで、御意見で御指導いただきましたような、典型性種として選定するにはややちょっと出方が少なすぎてですね、不適當ではないかというふうな判断で、典型性種として入れさせていただくのは控えさせていただいた、というのが現状でございます。

○亀山委員長

ということは実際に調査はしてみたんですけども今のようなことだから入れなかったと、そういうことなんですね。はい。ということでよろしいですか。はい。

○中村委員

ジョウザンとかエゾとか、そういうのは全然出なかったんですよね。普通の Neozephyrus のミドリシジミだけだったんですね。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

そうですね、狙ったものとしてはミドリシジミだけでございました。

○中村委員

分かりました。

○亀山委員長

ついでですから大塚委員、植物関係、ございましたら、

○大塚委員

ユウシュンランにつきましては直接改変される場所に出てくるっていう形だと思うんですけども、これについては移植を考えていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬)

ユウシュンランにつきましては仮設ヤードを予定しておったところでございまして、御説明の中で

申し上げたとおりですね、その場所をですね、仮設ヤードを見直してですね、回避するという対応を考えております。

○大塚委員

そうすると、回避するということが影響はないという判断でよろしい、ということですか。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

ユウシュンランの生育の特性からしてですね、その周辺の林そのものを保全することで。ユウシュンランはどうも共生菌といいますか、そういったもので成りたっているというふうに聞きましたので、そこを動かしても、移植では無理だろうということで、その森自体を改変からはずすという対応を考えて、それによって保全できるというふうに考えております。

○亀山委員長

そのほか植物関係はよろしいですか、生態系や動物植物、その辺りで。
はい、どうぞ。

○中村委員

中村です。ベニモンカラスシジミについて、かなりクロウメモドキをピンポイントで調査されたと思うんですけども、4-7-104 ページからの生息域の縮小・分断というのは、全体の個体群の中でどれぐらいの割合でしょうか。工事によって、特にクロウメモドキがなくなってしまうと、もうその個体群はなくなってしまうので、どれぐらいの割合が縮小するのか伺いたい。さらに保全対策の検討ですかね、具体的に移植される場合、クロウメモドキを移植して、そこにベニモンカラスの幼虫なり何なりを引っ越すわけですが、結構難しいと思うんです。そういう方法で実際あと根付く可能性があるかとか、そういうふうなところはいかがなものでしょうか。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

改変個体数ですね、数字に関しましては、ちょっと今データを整理してなくて何個体何割というふうに今ちょっと迂闊に申し上げられないんですけども、逆に保全対策の方法に関しましては、現在は存在する株について、川沿いのものは全部印をつけて確認をしております。まだほかにも小さなものはあるかと思いますが、そのうち、改変するものについてマーキングして、この改変は河川に対して片側だけの改変である場合が多いものですから、対岸に残せるものは残すということにしております。それで、実は苗木も作っておりますのでその移植実験を続けておまして、だんだん、活着したものも出てきてはおりますので、これを増やしていけばいいだろうと、その改変地外にですね、それで、対岸に残しておくことによってコリドーができて、それによって個体群が維持できるというような考えでおります。改変割合に関しましては次回でも御報告させていただければ、というふうに思います。

○亀山委員長

今のはあれですね、4-8-79 ページのところ保全対策検討結果の整理の最後の方に、移植の必要性、移植適地の有無、移植先の生態系の攪乱、移植後の定着の不確実性がありますというような

ことが書いてあるわけだから、これはあとのモニタリング対象か何かになるわけですね。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

いま仰ったのは、4-7-100…、

○亀山委員長

4-8-79 ページ。このベニモンカラスシジミの、これで移植をするわけですがけれども、それに対して移植後の定着の不確実性がありますというふうに、効果の不確実性の程度のことを書いておられるということは、これはモニタリング対象になるからってことなんですよ、って確認してるんですが。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

そうです、現在も始めておりますし、今後も対象になります。

○亀山委員長

ということだそうなので。よろしいでしょうか。

○中村委員

はい。現在いろいろやっておられるものと伺っておりますし、南信濃のベニモンカラスといったら知る人は結構有名なので、しっかりと残してほしいと思います。以上です。

○亀山委員長

はい。

○佐藤委員

理学部の佐藤ですがけれども、4-6-4 ページから植物相調査ということですが、この地域で 676 種の植物種が確認されたとありますが、これは経験上ほかの地域と同じ範囲内での相対的な量というのはかなり多いように感じるのですがどうでしょう。その辺の情報ございましょうか。調査範囲がこのぐらいで、種数はかなり多い地域のように感じてしまうのですがいかがなものでしょうか。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島)

南信濃で文献で調べたところで 1,300 種のうち 676 なものですから、谷底の限られた範囲である割には多いというふうに考えております。

○亀山委員長

はい。塩田委員。

○塩田委員

4-1-3 ページのところですが、図 4.1.1 に、予測地点が入っております、この予測地点について、騒音と振動の予測計算をしていると思います。その結果を面的評価として表現すれば、分かり

やすいと思います。ノイズコンターを描いたほうが分かりやすいと思いますが、そうすれば、先ほどのような質問は、住民から出てこないように感じるのですが。いかがでしょうか。

後ろの方に、騒音とか振動の値があります。結果はその表に示されております。例えば 4-2-24 ページの表 4.2.23 ですが、道路端、15m以遠と記しておりますが、その場所だけではなくて、もう少し広くノイズコンターを描けないですか。難しいですか、ノイズコンターを描くのは。

○亀山委員長

これは要はあれですか、断面か何かにしておいて、高低差とかいろいろなものが分かるようにしたほうがいいと。

○塩田委員

それは計算していると思います。高さ方向の区分について計算してます。ですから、その高さ方向が入っているので、ノイズコンターを描くときは、その高低差も含んだ結果としてはこうなりますと表現した方が判りやすいと思います。

○亀山委員長

その辺をもうちょっと、断面図か何か描いて、でこうやって計算しているんです、てやっていただいたほうが分かりやすいんじゃないですかってことです。

○塩田委員

今、難しければ、良いですが、最近は、そのように表現して示す時代に入っていると思います。

○亀山委員長

コンターってそっちの、デシベルの方のコンターね。

○塩田委員

いや、今すぐとは言っていないですが、住民からいつもいつも同じような質問が出ていると思います。というのは、自宅周辺の騒音がどのぐらいの騒音になるのか、あるいは振動がどれぐらいの振動になるのかはいつも気にしているので、コンターにて表現すれば自宅周辺では、この程度の騒音になりますよ、わざわざ規制基準値以内になっていますよと書かなくても、分かりますね、そのコンター見れば。そのような意味で、いかがでしょうかということです。

○亀山委員長

要は、発生源からの等騒音分布図を描いていただければいいわけですよ。ということです。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

御意見は非常に分かるんですが、私どもの今評価の仕方がですね、やっぱり道路端ということで評価をしております。なおかつ、この地形を見たときにですね、非常に山がせまっております、一概にコンターがですね、非常に入れづらいつてのが事実としてあると思います。ということもございまして、旧態依然というお答えになりますけども、一番影響が大きいところの値でございまして

ので、こういう記述の仕方ということで御理解願いたいと思うんですが。

○塩田委員

分かりました。実は、最近アメリカでは、このような予測コンターにて表現している資料が沢山あります。高さ方向等も、わざわざ計算しなくても、高さ方向等を考慮した計算プログラムがあるので、できたらそのような予測プログラムを利用して、予測計算し、住民が安心できるような表現の仕方にした方が、事業者としても安心なのではないかなと思って、言わせていただきました。

○亀山委員長

ありがとうございました。よろしいですかね、はい。
はいどうぞ。

○阿部委員

阿部でございます。私は猛禽類の方をやっておりまして、いつも感じるのですが、生きものってのは定量化しにくい存在なんですね。それで、例えば水質だとか大気質、騒音とかっていったものはちゃんとレベルがあって、ガイドラインがあるからそれを出ると精神衛生上悪いとかあるいは人間の身体に影響を及ぼすとかっていう定量化が行われていると。ところが、生き物の場合は、この中にもたびたび言葉が出てきますけれども、不確実性が残る、というようなですね、それはいったい何なのか、影響があるというのか、あるとすればどの程度あるというのかといったことが全くつかめない、というような生き物の一つの特性として、それで今まで全部やってきたわけですね。で、ちょっとここで一言申し上げたいのはですね、今まで長年猛禽類のアセスメントの委員会に顔をだしていて不思議だな、って思ってるのは、まあ例えばクマタカでもイヌワシでも、もうそれこそ10年、20年にわたって空を眺めてですね、こういうふうに飛んでいるところを描いてあるわけですね。ところがその円を見ると、きちんとカッターナイフで切ったみたいにくびれて飛んでいるわけですね。これは一体なんだと思うと、これは尾根なんですね。要するに尾根の向こうが見えていないということをして10年も20年も弧を描いているわけで。それでまあそんなことに不審をもって、一体実態はどうなっているかということでクマタカとかオオタカを捕まえてましてGPS発信機を背負わせて飛ばした、と。そうしたらオオタカは5,000キロにもわたって日本列島を行ったり来たりしていたりですね、クマタカは尾根を10も20もこえて30キロも動いていたり。まだイヌワシはやっていませんけれど近ぢかやりたいと思っていますけれど。アメリカのデータなんかでは2万キロ3万キロと飛んでいるわけですね。ですから、そういうものを双眼鏡で見てですね、ましてや尾根の向こうが見えないようなものを十年眺めたって見えるわけがないんで。そういうことから、影響の評価、一体影響があるのかないのか分からないし、どうして保全していいのかもわかんない、で、まあ結論として不確実性が残る、というような言葉でおさめてしまうわけですね。だから、これは根本的に調査手法そのものを見直すという必要があるのではないかと常日頃考えているわけですね。そんなことですね、少し、10年、20年というのは莫大な何億というお金がかかるわけですからね、それで、見えないところは10年見ても見えないわけですから、そういう意味で少し手法を変えたほうがいいのではないかと、っていうのを常日頃考えております。それから、あの、えーとこれは、あ、それですね、気になってるのは、双眼鏡で眺めてるものですから個体識別ってのが行われないわけですね。何を見てるか分からない、行動圏の中にはつがいがいると、信じてま

すけれども、実際にマーキングしてみるといろんな個体が入り乱れているわけですね、でそれをみんな一緒に見ているわけですね、そういった意味でなかなか定量化が難しいんだらうと思うんです。で、そういう意味で、少し調査手法を、根本的に考え直したほうがいいでしょう、ということをやっと申し上げておきたいと思います。

それから、あと、これはあの委員長の方も、御専門というか非常に関心が高くて、いろんな本を出されたり執筆されたりあるいは編纂されたりしてますけれども、いろんな小動物のですね、ロードキルだとか、あるいは側溝に転落するというような問題、一番底辺の生きものいるから頂点の猛禽類がいるわけで、底辺を粗末にするとですね、上は当然狂ってくるわけで、とかく見過ごしがちですけれども、要するに生息環境と、それからその底辺動物ですね、それをやっぱりしっかり見ていく必要があるんだらうというふうに思います。でまあ特に問題になるのは側溝で、要するに、冬眠していたものが池において産卵あるいは川において産卵するときに、ダブルで側溝があるもんですからみんな落ちて死ぬわけですね。でまあ最近、名前とはかく、脱出できるようなものをつくって、冬眠から覚めて、いくら脱出させられてもですね、産卵しなければそれは絶滅するんですよ。だからそういうね、生きものの生態を見ないような、それから底辺の動物を粗末にするようなアセスメントではいけない。というふうに思うんですね。ですからその辺、今後展開していく上でですね、いろいろ御配慮いただければと思います。以上です。

○亀山委員長

ありがとうございます。調査手法については、これはマニュアルを県が出していて、県のマニュアルに従ってやっているところもありますので、事業者にとりよりもむしろ県の方で今後お考えいただく、ということなのかな、と思いますので、そんなふうを受け取らせていただきます。もう一つは、餌になる小動物の問題ってのはこれは設計段階で考えて気をつけていただくことだろうと思いますので、十分配慮していただきたいと思います。幸いというかこの区間はほとんどトンネルなのであんまりそういう側溝のような問題は起きないかとは思いますが、それでも明かり部の設計はございますので、十分に御注意いただきたいと、そういうことだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

はいどうぞ。

○野見山委員

野見山です。4-4-11 ページの水のですね、地下水だとかの予測があるんですけども、これを見ていて、もう一つは7-3 ページのところの6とか7の方法書に対する知事意見、これ見て改めて思ったんですけども、表流水とか地下水など、こういった、我々時々取水して飲むことあると思うんですけども、今回この変化によってですね、取水するような、取水して人が飲むような、あるいは生物が何らかの影響を受けるような、そういうような例えば砒素とかですね、発ガンの可能性あるわけですので、そういった、地質に含まれていて、それが原因で、例えば地下水に含まれてとか、そういったことの評価とかそういったことはいかがでしょうか、ちょっと御意見いただきたいんですが。

○亀山委員長

これは、一つは飲むようなことを考えるってことは水源との関係ってありますね、取水している

水源との関係がここにあるかどうかで問題と、それから、今みたいな砒素だとか何かが。先ほどトンネルのところでたしか言われましたよね、そういうものが危ないものが出てこないかどうかいつでもチェックしてますってことを言われましたけど、そういうものが河川に流れ込む可能性ってのはないのかどうかという。この二つですが、お答えいただけますか。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

水につきましては私どもが事業を実施する上流部・下流部に取水口は一箇所ですよ、高いところに一箇所ございます。で、先ほど自然由来の、毒物、という言い方はいいかどうか分かりませんが、そういうものにつきましても、先ほどトンネルのところで申し上げましたとおり、本坑の掘削に先んじまして先行的にボーリングをやり、そのボーリングでコアという塊を採るわけですけれども、その塊を分析しながらやっていると。その中で例えば重金属等の人体、生物に影響のあるものについては、当然、川に流せばそういう影響が出ますので、そういう影響が出ないように我々の濁水処理施設の中でいろんな中和とか何かをしてから河川に放流する排水基準、今流れている水に近いもので川に還すということを考えておりますので、我々の事業によってどうの、というのはないかと思っております。

○野見山委員

今まで、例えば地下水などが出ていた所に対する影響、そういうものはいかがでしょうか。

○亀山委員長

飲料水の取水の問題はよろしいですね。もっと高いところから取っているからって言われて。川からは取ってないんですよ。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

トンネルの周辺にですね、飲料水として利用しているような湧水ですね、長野県側にはございません。で、途中で西沢という沢があって、そういう所は地下水の影響がある程度含まれている沢である、という認識は持ってますけれども、それはここで予測をした、西沢と書いてあるところで。新たにそこにそういうものが生じるとか、噴き出してくるとか、そういったようなことはいま想定はされてませんし、あとトンネルの中については先ほどのように、事前にチェックをする、という予定でおります。

○亀山委員長

はい、どうぞ。

○梅崎委員

梅崎です。今の御意見にも関連するんですが、先ほど説明していただいた知事の意見にも、地形の特異性から重金属の問題が指摘されています。また、今、説明いただいた、河川水の調査等は書いてありますし、ボーリングコアでも調査をされるということも言われました。そこで、残土の問題です。処理等の問題にもかかわりますから、建設残土においてもボーリング等での土壌汚染調査を行って、残土処理の有効利用についてもその結果を考慮して行うことを明記されてはいかがでし

ようか。

○亀山委員長

いかがでしょうか。

○亀山委員長

ということは、トンネルのずりがたくさん出てきますよね、その出てきた残土について時々チェックするとか、そんなことになるんですか。

○梅崎委員

時々、地質の境目ですとか、調査ボーリングの際とかに実施されたらいかがでしょうか。特に自然由来の砒素ですとか、その他の重金属等のチェックをして、持ち出すときには十分な配慮と対策をして、有効利用することを明記されればどうかということです。

○亀山委員長

4-11 ページの、廃棄物等のところですよ。27 万立方出るわけだから、それについて配慮が必要ではないか、ということでございますけれども、いかがでしょうか。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

もしもという場合のこともございますので、本日即答はですね、控えさせていただきたいと思えます。先ほど知事の意見のときにですね、私が申し上げました対策等があるかと思えますので、その記述をどうするかということにつきまして、次回、お答えさせていただきます。

○亀山委員長

よろしいですか。はい、ではそのようにお願いいたします。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

鈴木です。水象のところですね、これは量的な議論をかなりされてるんですけども、先ほどたしかPPTの方では、水質の、今後という話は、たしかお聞きしたんですが、現況ですね、人間の飲み水に拘らず、自然の状態での河川それから地下水の水質等についてはどのようになっているのでしょうか。この、少なくともこれからは読み取ることができないんですが、量だけですよ、ここに書いてございますのは。

○コンサルタント会社（大日本コンサルタント(株) 高島）

実はですね、水質の項目自体が、一般的対策で影響を与えないように処理して流すので、項目自体を選んでいないんですね。実際には水質調査は実施しておりますし、上流にニッケル鉱山があったことから、重金属を含有しているような河床材とか底質とかですね、ないかどうかの分析も、実際には行ってはあります。で、その点で問題がないことも確認はしておるんですが、項目自体になくて載せてないというのが現状でございます。

○亀山委員長

それは、方法書の段階でそう書いてあったから、載せて、いややりませんと書いてあったからそうしてるということですか。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

方法書の時点で水質を項目として選定せずにですね、御承認いただいたという認識でここに掲載をしてない、というのが現状です。

○鈴木委員

私初めて12月から入ったものですから、その前を知らないんで申しわけないんですが、僕らから考えると普通、量と質というのは常に対等な形で入るものですから、ちょっと私としては奇異に感じただけです。

○亀山委員長

小澤委員さん何かございますか。

○小澤委員

方法書のときにですね、水質項目について、評価項目に入れたらどうかという意見を言った小澤でございますけれども、今回こうやって、その意見についてですね、結果として、一般的な対応をとるからそれで十分だということで、評価項目に上がってこなかったわけですけども、そうしますとですね、例えば1-10ページのところに、先ほど御説明いただいたような対応策が、工事のことも含めてここへ、工程的に並んでいるかと思うんですけども、その特に水、水質に関する部分について、もうちょっと整理した形で記述していただけないかな、というふうに思います。で、先ほどのちょっと工法、トンネルの掘削の工法とかそこらへんについては私もちょっと分からないところがあるものですから、そういう方法で、十分対応していけるという評価を、評価といいますか、してるとすれば、それをこの中で、どこかで書いていただければありがたいな、というふうに思います。

○亀山委員長

1-10ページのところに書いてある、例えばトンネル掘るときに薬液注入の問題だとか、1-11ページのところに書いてある、トラックの車両のタイヤを洗って水を汚さないようにしますとか、トンネル掘削中の水の問題は濁水処理をちゃんとしますとかっていう、個々に書いてあるわけですけども、その辺をもう少し、だから大丈夫ですっていうか、書き方をちょっと工夫されたら、というようにことだと思いますので、御検討いただけるとよろしいかと思いますが。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

では、これにつきましてもですね、次回に御返答さしていただきたいと思います。

○亀山委員長

はい、お願いします。水は非常に、皆さんお気になさってることでございますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうかね。ではひととおりにお聞きしたかと思ひますけれども、なおかつ本日限られた時間の中でございますので、まだお気づきの点があるかと思ひますので、それにつきましては、ちょっと日を区切つて、事務局の方にお出しいただくということによろしいですかね。いつごろにしましょうか、1週間とか10日くらい。

○事務局（自然保護課 横浜）

今月いっぱい。

○亀山委員長

今月いっぱい。では、すいません、その他お気づきの点がございましたら、今月いっぱいに事務局の方に文書でお寄せいただくと。これFAXでもメールでもよろしいですね、ということをお願いしておきます。で、ひとまず、この議事につきましてはこの辺にさせていただきます。

6 議事（3）

○亀山委員長

3番の、その他でございますが、何かございますか。

○事務局（自然保護課 横浜）

それでは事務局から、今後の技術委員会日程について御説明させていただきます。事前に各委員の日程を調整させていただいておりますので、次回の技術委員会につきましては9月1日月曜日の午後に開催させていただきたいと思ひます。引き続き三遠南信自動車道青崩峠道路準備書の御審議をお願いしたいと思ひます。また、技術委員会としての意見とりまとめですね、10月上旬になろうかと思ひますけれども、第3回目の技術委員会を開催したいと考えております。後日、各委員の日程調整をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。それから、この青崩峠道路の公聴会についてでございますけれども、地元の飯田市南信濃で8月17日の日曜日に開催する予定としております。この公聴会の結果につきましては次回の委員会、9月1日の委員会で御報告させていただきたいと考えております。

それから、今後の、それ以外の案件についての見通しについて御説明させていただきます。一つ目は、須坂市の峰の原の風力発電事業です。方法書を事前に各委員にお配りさせていただいておりますが、事業者から方法書に対する住民意見書の写し等が提出されれば、技術委員会を開催することになりますが、現時点ではいつ頃提出されるのかまだはっきりしておりません。早ければ8月中には出される可能性もあります。そのときは、最初に現地調査をしたいと考えておりますので、峰の原の風力発電につきましても日程調整をさせていただければと考えております。

それから、長野広域連合によるごみ焼却施設の建設事業の案件が予定されております。焼却炉の建設予定地の地元地区で、アセス実施の了解をいただいた、ということでございますので、現在、地元住民に方法書の案の内容について、各地区ごとに説明中というように聞いております。長野広域連合では9月中にでも方法書を提出したいと聞いておりますので、9月に出されれば、それから

1 か月間の公告・縦覧手続、その後現地調査、技術委員会、となります。スケジュールどおりいきますと 11 月以降、冬の開催予定になるかと思いますが、そういう案件が予定されてございます。事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

そのほか委員の方から何か御質問御発言等ございますでしょうか。

私ちょっと聞いとくの忘れたんですけどね、先ほどこの資料の 2 で御説明いただいたときに、専門家の了承を得ているとかね、この了承を得ているっての変だなって思ったんですけども。それから指導・助言を得ているとかって書いてあって、最後の方に、この専門家の氏名については評価書に記載しますって書いてあるんですよ。これが準備書段階で出さないってのは何か理由ってのがあってそうなったんですか。ていうのは、この準備書をつくる段階では最初の方の、1-1 ページのところちゃんと調査者の氏名がありますよね、コンサルタントの会社の名前が書いてあって、ここがちゃんとやったんですよって言うておられるんだから、これに何か指導・助言なされた方がいたんだとしたらそういう方も載っけといたほうがいいんじゃないか、と思ひまして。最後の方、終わりの頃になって名前を出さないで、最初からこの段階ぐらいで出しといてくれた方がよかったかな、と思ったもんですからちょっとお聞きしたんですけど。

○事業者（国土交通省飯田国道事務所調査設計課 廣瀬）

御指摘はごもっともでございます。準備書の縦覧が終わってますので、評価書の方でお示しいと。

○亀山委員長

はい、分かりました。

これ、どうなんでしょうかね。こういうやり方については。

○事務局（自然保護課 横浜）

一般的には、専門家の専門分野といいますか、どういう専門分野の方の意見を聞いたとか、そういうのを明らかにするのが基本原則になっています。個人名まで出すかどうかというのは、個人情報との扱いがありますので、一般的には出さない、というのが多いのではないかと思います。ただ今回につきましては、地元意見が出されて、公表するのもしないのか、事業者としては、その専門家に相談されたわけです。そして名前を出してもよいと、専門家に言っていたということ、個人情報という扱いでなく了解を得る情報ということで今回特別にお出しになる、準備書に対する意見が出されたことで、評価書で出ささせていただくということでございます。よろしいでしょうか。

○亀山委員長

ということでございますので、特に御発言がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。

御協力どうもありがとうございました。